

岡山市長 様

子育てのための施設等利用給付認定申請書 (法第30条の4第1号)

受付

下部記載の事項に同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望する(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)ので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

提出 園・保護者・( )

申請日 年 月 日

1. 申請者

申請者情報表: フリガナ, 申請者氏名, 現住所, 転居先, 日中の連絡先, マイナンバー届出, 認定希望日

※2 日中の連絡先(電話番号)は、連絡がつく順に記入してください。

2. 保護者及び対象児童

保護者及び対象児童情報表: 父, 母, 対象児童, 住所, 転居先, 扶養者, 健康保険, 世帯状況

3. 利用予定施設

施設情報表: 施設区分, 施設名称, 施設所在地, 利用開始(予定)日

4. 同居世帯員(父母・対象児童を除く)

同居世帯員表: 世帯員氏名, 続柄, 生年月日, 会社・学校名等

申請にあたって同意していただく事項

- 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査にあたって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

<担当課処理欄>

処理欄: 教育・保育給付認定, 企業主導型保育利用, 施設等利用給付認定